

庁舎管理指導担当嘱託員取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、総務企画局総務部庁舎管理課に勤務する庁舎管理指導担当嘱託員について、必要な事項を定めるものとする。

(職務内容)

第2条 庁舎管理指導担当嘱託員の職務内容は、庁舎管理業務の中で対応が難しい市民等とのトラブルの未然防止に関する業務とする。

(職名)

第3条 前条の嘱託員の職名は、庁舎管理指導担当嘱託員（以下「嘱託員」という。）とする。

(任用数)

第4条 嘱託員の任用数は、1名とする。

(任用)

第5条 嘱託員は、総務企画局総務部長（以下「総務部長」という。）が選考の上、総務企画局人事部長（以下「人事部長」という。）の合議を経て、市長が任命する。

2 嘱託員の任用の期間は1年以内とし、4月1日から翌年の3月31日までの期間内とする。

(任用の更新)

第6条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。この場合において、更新回数が上限に達した嘱託員について、第5条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

(任用条件の明示)

第7条 嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時

間その他の任用条件を明示しなければならない。

(退職)

第8条 嘱託員は次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第9条 嘱託員は次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第10条 嘱託員の勤務日は月曜日から金曜日までの週5日とし、勤務時間は、午前10時30分から午後5時15分までとする。

2 嘱託員の休憩時間は、午後1時から午後2時までとする。

(休日)

第11条 嘱託員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(休日の振替)

第11条の2 所属長は、嘱託員に休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(時間外勤務)

第11条の3 所属長は、嘱託員に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は休日に勤務することを命ずることはできない。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、嘱託員に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は休日に勤務することを命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずるために業務上やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間(以下「会計年度」という。)の途中で任用された嘱託員については、その会計年度内における任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 第6条の規定に基づき、任用期間の更新又は再度の任用をされた場合において、前年度(直近1年度に限る。)に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第13条 嘱託員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領(4川総雇第74号)に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第14条 嘱託員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第15条 市長は、嘱託員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第16条 嘱託員には、第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額208,400円とする。

3 第2種報酬の額は、嘱託員の通勤の事情等に応じ総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 第3種報酬の額及びその基礎となる勤務時間数は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）に定めるところによる。

5 第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。）第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

6 前各項に規定する第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第17条 第1種報酬が月額で定められている嘱託員が、月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第19条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 第1種報酬が月額で定められている嘱託員が、月の中途において退職した

場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第19条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第18条 第1種報酬が月額で定められている嘱託員が、勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第19条 第1種報酬が月額で定められている嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、別に定めるもののほか、第1種報酬月額に12を乗じて得た額をその者の1週間の勤務時間数に52を乗じて得た数で除して得た額とする。

2 前項の場合において第1種報酬額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第20条 嘱託員がその職務のため出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則

(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

第21条 所属長は、嘱託員について、その勤務状況を出勤簿、出張命令簿及び時間外勤務命令簿兼振替命令簿により把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

2 総務部長は、嘱託員が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに人事部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(社会保険の適用)

第22条 嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第23条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第24条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第25条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

(委任)

第26条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度総務企画局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 庁舎管理指導担当嘱託員に関する要綱（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

1週間の勤務日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5日	10日	11日	12日	14日	16日
	18日	20日	20日	20日	20日

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた嘱託員については、

再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それ

ぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

別表第2（第12条関係）

1週間の勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日

備考 更新した場合の年次有給休暇は、別表第1に規定する勤務年数ごとの

休暇日数を付与することができる。